

京都市訓令甲第 18 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市長 門 川 大 作

第6条第1項各号列記以外の部分及び第7条中「総合企画局長」を「総合企画局市民協働・国際化推進担当局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(総合企画局政策企画室)